

電気供給約款

2017 年 4 月 28 日実施

2024 年 4 月 1 日改定

ティーダッシュ合同会社

電気供給約款 目次

I. 総則	6
1.適用	6
2.定義	6
3.単位および端数処理	7
4.実施細目	7
5.約款の変更	7
II. 需給契約の申込み	8
6.需給契約の申込み	8
7.需給契約の成立および契約期間	9
8.需要場所	9
9.需給契約の単位	9
10.需給の開始	9
11.需給の単位	9
12.承諾の限界	9
III. 料金	9
13.料金	10
IV. 料金の算定および支払い	10
14.料金の適用開始の時期	10
15.検針日	10

16.料金の算定期間	10
17.使用電力量等の計量	10
18.料金の算定	10
19.料金の支払義務ならびに支払期日	12
20.料金その他の支払方法	12
21.遅延損害金	13
22.保証金	13
V. 使用および供給	14
23.適正契約の保持	14
24.需要場所への立入りによる業務の実施	14
25.電気の使用に伴うお客さまの協力	14
26.供給の停止	15
27.供給停止の解除	15
28.供給停止期間中の料金	15
29.違約金	15
30.使用の制限または中止	15
31.制限または中止による損害と料金割引	16
32.損害賠償の免責	16
33.設備の賠償	16

VI. 需給契約の変更および終了	16
34.需給契約の変更	16
35.名義の変更	16
36.お客さまからの需給契約の解約	16
37.お客さまからの需給契約の変更または解約に伴う料金の精算	17
38.当社からの需給契約の解約	17
39.権利義務の譲渡および需給契約の解約後の債権債務関係	18
40.消費税および地方消費税の税率変更の場合の取扱い	18
VII. 工事および工事費の負担金	18
41.供給設備の工事費負担	18
42.計量器等の取付け	18
VIII. 保安	19
43.調査に対するお客さまの協力	19
44.保安等に対するお客さまの協力	19
IX. 反社会的勢力との取引排除	19
45.反社会的勢力との取引排除	19
X. その他	20
46. 託送約款における需要者に関する規定の遵守	20
47.個人情報の保護	20
48.お客さま情報の共有	20
49.信用情報の共有	20

50.著作権等 20

51.広告電子メール等の送信等 20

52.準拠法 21

53.合意管轄 21

54. 本約款の実施日 21

別 表..... 22

I. 総則

1.適用

当社は、この電気供給約款（以下「本約款」といいます。）によりお客さまに低圧の電気を供給します。

2.定義

本約款で使用する言葉の定義は以下のとおりです。

(1)送配電事業者

お客さまの需要場所を供給区域とする電気事業法第 2 条第 1 項 9 号に規定する一般送配電事業者をいいます。

(2)託送約款

送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます。

(3)低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(4)電灯

白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(5)小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(6)動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(7)契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8)契約主開閉器

契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(9)供給地点特定番号

送配電事業者により定められた供給地点を特定する番号をいいます。

(10)契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

(11)契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(12)契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(13)夏季

7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(14)その他季

10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(15)再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(16)供給条件の説明

電気事業法第 2 条の 13 第 1 項 に定める料金その他供給条件の説明をいいます。

(17)需給契約

お客さまと当社との間で締結する電気の需給に関する契約をいいます。

(18)契約締結前の書面交付

電気事業法第 2 条の 13 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(19)契約締結後の書面交付

電気事業法第 2 条の 14 に定める料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(20)平均市場価格算定期間

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「JEPX」といいます。）が公表する翌日取引市場に係る取引価格の情報に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間、2 月 15 日から 3 月 14 日までの期間、3 月 15 日から 4 月 14 日までの期間、4 月 15 日から 5 月 14 日までの期間、5 月 15 日から 6 月 14 日までの期間、6 月 15 日から 7 月 14 日までの期間、7 月 15 日から 8 月 14 日までの期間、8 月 15 日から 9 月 14 日までの期間、9 月 15 日から 10 月 14 日までの期間、10 月 15 日から 11 月 14 日までの期間、11 月 15 日から 12 月 14 日までの期間または 12 月 15 日から翌年の 1 月 14 日までの期間をいいます。

(21)電気料金のお知らせ

需給契約成立後、毎月当社からお客さまに送付する使用電力量や料金等が記載された書面をいいます。

3.単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1)契約負荷設備の個々の容量の単位は 1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (2)契約容量の単位は 1 キロボルトアンペアとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (3)契約電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (4)使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。
- (5)料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

4.実施細目

本約款の実施上細目が必要なときは、本約款の趣旨に則り、そのつどお客さまとの協議によって定めます。

5.約款の変更

- (1)当社は、託送約款が改定された場合、法令・条例・規則等の改正により本約款の変更が必要となった場合、電力広域的運営推進機関により定める容量市場の容量確保契約約款等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合、本約款を変更することがあります。この場合、変更後の本約款は実施期日までに相当な予告期間において当社のホー

ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお知らせします。この場合、当社がお客様に電気を供給する条件（以下「供給条件」といいます。）は、変更後の本約款によります。

(2)(3)に定める場合を除き、本約款の変更に伴う供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめお客様に承諾していただきます。

イ.供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ.契約締結後の書面交付を行う場合には、電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3)本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを、書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

(4)当社は、電気事業法その他の関係法令等に基づく書面交付については、原則として、お客様が登録した連絡先に対し電子メール（SMS サービスを含みます。）を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法（なお、いずれの場合も PDF ファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。）等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとし、お客様にはあらかじめこれを承諾していただきます。

II. 需給契約の申込み

6.需給契約の申込み

(1)お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、原則としてお客様ご本人から、あらかじめ本約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。また、当社が必要と判断した場合、申込みに当たっておお客様の公的な本人確認書類等を提出いただきます。

- ・お客様の情報
- ・料金プラン
- ・需要場所
- ・供給地点特定番号
- ・契約容量
- ・契約電力
- ・使用開始希望日
- ・料金の支払方法
- ・その他当社が必要とする情報。

(2)お客様が電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客様のご負担により無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7.需給契約の成立および契約期間

(1)お客さまが当社の示す契約条件を承諾のうえ当社へ申込み、当社は必要な手続きを完了した後、契約内容を電子メールまたは書面にてお客さまにお知らせします。お知らせの発送をもって当社はお客さまからの申込みを承諾したとなり、需給契約は成立します。ただし、お客さまからの申込みに対し、当社が、本約款 12.承諾の限界 により承諾しない場合はその旨を電子メールまたは書面にてお知らせします。

(2)契約期間は需給契約が成立した日以降、需給契約を解約した日までとします。

8.需要場所

需要場所は託送約款の定めによります。

9.需給契約の単位

当社は、原則として 1 需要場所について 1 需給契約を締結します。ただし、1 需要場所について複数の需給契約を締結することまたは複数の需要場所について 1 需給契約を締結する場合があります。

10.需給の開始

(1)当社は、所定の手続きを経たのち、需給開始日より電気を供給します。この場合の供給開始日は原則として以下のとおりとし、当社より書面にてお客さまに通知します。

イ.他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、所定の手続きを完了した後、最初に到来する検針日から需給を開始します。

ロ.引越し等の理由で新たに需給を開始する場合は、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係が無い状態で当該需要場所にて需給を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、需給を開始した日とします。

(2)送配電事業者に起因する事由その他やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、改めてお客さまと協議のうえ、使用開始日を定めて電気を供給します。

11.需給の単位

需給の単位は託送約款の定めによります。

12.承諾の限界

当社は、お客さまからの需給契約の申込みについて、内容の正確性、当社の与信基準への適合性、および法令等への抵触性を審査し、または電気の需給状況、送配電事業者の供給設備の状況等によりやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III. 料金

13.料金

- (1)料金に関する詳細は、別紙の料金プランにて定めます。
- (2)別紙の料金プランには適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等を定めます。

IV. 料金の算定および支払い

14.料金の適用開始の時期

料金は、お客さまから当社の供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、需給開始日から適用します。

15.検針日

検針は、月ごとに送配電事業者が行います。検針日は、託送約款の定めによります。

16.料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当該月の検針日の前日までの期間とします。ただし、新たに需給を開始した場合は需給開始日から最初に到来する検針日の前日までの期間とし、需給契約を解約した場合は直前の検針日から解約日の前日までの期間とします。

17.使用電力量等の計量

- (1)使用電力量の計量は、(2) の場合を除き、送配電事業者が設置した計量器により計量します。計量の結果は、料金の算定期間ごとに当社所定の方法によってお客さまにお知らせします。
- (2)計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、原則として託送約款に定める協定基準に基づき、お客さまと当社との協議によって定めます。

18.料金の算定

- (1)料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 か月」として算定します。なお、複数の算定期間をまたいで料金を請求する場合でも、料金は算定期間ごとに算定されます。

イ. 16.（料金の算定期間）による算定期間の日数が 25 日以下または 35 日以上の場合

ロ.需給契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、供給電圧名を変更したことにより、料金に変更があった場合

- (2)料金は需給契約ごとに当該契約プランに定められた料金を適用し算定します。ただし、天災その他の影響により、JEPX において翌日取引市場に係る取引価格の情報が公表されない場合はその限りではありません。

- (3)(1)イおよびロの場合、基本料金、最低料金に関しては日割計算します。その算定方法は、基本料金額、最低料金に供給した日数を乗じ、30 日で除した金額とします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用します。また、従量電灯 A の場合、基本料金に含まれる電力量区分の日割計算の算定方式は、次のとおりとします。

供給エリア	日割計算の算定方式
-------	-----------

近畿 中国	基本料金適用電力量 = 15 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日
四国	基本料金適用電力量 = 11 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日

(4) (1) イの場合の料金については、従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割計算します。(1)ロの場合の料金については、需給契約種別が変更になる場合、料金の変更のあった日の前後の期間に応じて料金適用上の電力量区分を日割計算します。その算定方法は、次表のとおりとします。

供給エリア	料金の算定方法
北海道	(従量電灯 B および従量電灯 C) イ 第 1 段階料金適用電力量 最初の 120 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日 ロ 第 2 段階料金適用電力量 第 1 段階料金適用電力量を超え 280 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日 ハ 第 3 段階料金適用電力量 第 2 段階料金適用電力量を超える電力量
東北 関東 中部 北陸 九州	(従量電灯 B および従量電灯 C) イ 第 1 段階料金適用電力量 最初の 120 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日 ロ 第 2 段階料金適用電力量 第 1 段階料金適用電力量を超え 300 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日 ハ 第 3 段階料金適用電力量 第 2 段階料金適用電力量を超える電力量
近畿 中国 四国	(従量電灯 A) イ 第 1 段階料金適用電力量 基本料金が対象とする電力量区分を超え、120 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日。ここで基本料金が対象とする電力量区分は(3)に準じて日割計算します。 ロ 第 2 段階料金適用電力量 第 1 段階料金適用電力量を超え 300 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日 ハ 第 3 段階料金適用電力量 第 2 段階料金適用電力量を超える電力量 (従量電灯 B) イ 第 1 段階料金適用電力量 最初の 120 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日 ロ 第 2 段階料金適用電力量 第 1 段階料金適用電力量を超え 300 キロワット時×日割計算対象日数÷30 日

	ハ 第 3 段階料金適用電力量 第 2 段階料金適用電力量を超える電力量
--	--

(5)(2)の場合は、当社はお客さまを保護する目的で、「1 月」あたりの料金を複数月に分割して請求する等、社会通念上妥当と考えられる措置を講じることが出来るものとします。

(6)再生可能エネルギー発電促進賦課金については、(1)イの場合は料金の算定期間の使用電力量に応じて算定し、(1)ロの場合は、需給契約種別が変更になる場合、料金の変更のあった日の前後の期間に応じて算定します。

19.料金の支払義務ならびに支払期日

(1)料金の支払義務が発生する日は、18.（料金の算定）によって料金が算定された日とします。ただし、需給契約を解約した場合は、解約日とします。

(2)料金の支払期日は、下記のイから二の場合を除き原則として支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目とします。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合

ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

(3)(2)イから二までに該当する場合は、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりとします。

イ 該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日とします。

ロ 該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して 7 日とします。

(4)お客さまが、(2)イから二までに該当する事由を解消された場合には、解消された日およびそれを証する書面を添えて、当社に申し出ていただきます。この場合、解消日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。

(5)20.(料金その他の支払方法)（5）により、当社がお客さまとの需給契約に基づく料金債権を譲渡した場合は、お客さまの料金の支払い義務が発生する日および料金の支払期日は、(1)から(4)の定めによらず、当社と債権譲渡先で締結する債権譲渡契約の定めによります。

20.料金その他の支払方法

(1)料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、当社が指定した金融機関、クレジットカード会社等を通じてお客さまに支払っていただきます。ただし、振込みにより支払っていただく場合の手数料その他お客さまの支払いに伴う手数料はお客さまにご負担いただきます。また、以下のいずれかに該当する場合は、振込兼コンビニ請求書を発行いたしますので、振込兼コンビニ請求書によりお支払いください。なお、振込兼コンビニ請求書の発行手数料はお客さまの負担といたします。

イ クレジットカードでの決済が不能になったなど、お支払いが確認できなかった場合

ロ お客さまが口座振替の申込みを行い、当該手続が完了していない場合

ハ 紛失などが原因で、振込兼コンビニ請求書の再発行が必要になった場合

【発行手数料】

・コンビニ振込票：330 円（税込）/回

【その他手数料】

・電気料金のお知らせ（使用量等明細）：110 円（税込）/回

・支払証明書：800 円（税込）/通(2)お客さまは、当社が必要とする場合には、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払うものとします。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとします。

(3)料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(4)料金が 1,000 円を下回る場合、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

(5)当社は、お客さまとの需給契約に基づく料金債権を譲渡することがあります。なお、料金債権を譲渡する場合には、対象となるお客さまにあらかじめ書面でお知らせします。また、この場合、お客さまの料金は、債権譲渡先が定める方法により、当該債権譲渡先に支払っていただきます。

21.遅延損害金

(1)お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から実際の支払いの日までの期間の日数に応じて遅延損害金を申し受けます。ただし、料金を 20.（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、またはお客さまが料金を支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2)遅延損害金は、次の算式によって算定された値とします。なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。ただし、関係法令により遅延損害金の上限利率が定められている場合は、当該法令の定める上限利率を上回らない範囲内で適用するものとします。

遅延損害金 = {A - (B - C) - D} に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、

365 日当たりの割合とします）を乗じて算定して得た金額

A=算定の対象となる料金

B=消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)

C=再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額 (D×10/110)

D=再生可能エネルギー発電促進賦課金

(3)遅延損害金は、当社が定める期日までに支払っていただきます。

(4)当社がお客さまとの需給契約に基づく料金債権を譲渡した場合、遅延利息の算定は、(1)から(3)の定めによらず、当社と債権譲渡先で締結する債権譲渡契約の定めによります。

22.保証金

(1)当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始に先立って、または供給継続の条件として、予想月

額料金の3か月分に相当する金額を超えない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ.支払期日を経過してなお料金が支払われなかった場合

ロ.新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金が支払われないことが予想される場合

ハ.その他当社が定める基準に該当する場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況等を勘案して算定します。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を任意に設定できるものとします。なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて預かり期間を設定します。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金について利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しします。ただし、(4)により支払額に充当した場合には、その残額をお返しします。

(7) 保証金は、原則として当社の口座へ振込みにより支払っていただきます。また、振込みの手数料はお客さまにご負担いただきます。

V. 使用および供給

23.適正契約の保持

当社が、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認める場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

24.需要場所への立入りによる業務の実施

当社または送配電事業者が業務遂行上必要と認める場合、お客さまの承諾を得て当社または送配電事業者の係員がお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は身分を示す所定の証明書を提示します。

25.電気の使用に伴うお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは送配電事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただきます。特に必要がある場合には、お客さまの負担で、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ.負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ.負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ.負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ.著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ. その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2)お客さまが発電設備を送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものとします。

(3)当社または送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地等の確保等について、お客さまに協力していただきます。

26.供給の停止

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、送配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ.お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ.需要場所内の送配電事業者の計量器または電気工作物を、故意または過失によって損傷または紛失して、当社または送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(2)お客さまが次のいずれかに該当し、当社または送配電事業者がその旨を警告してもなお改めない場合には、当社は送配電事業者に依頼し、そのお客さまへの電気の供給を停止することがあります。

イ. お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ.電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ.契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ.25（電気の使用に伴うお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

27.供給停止の解除

26（供給の停止）によって電気の供給が停止した場合、お客さまへの電気の供給の再開は、お客さまがその理由となった事実を解消したことが確認されてからとなります。

28.供給停止期間中の料金

26（供給の停止）によって電気の供給が停止した場合、その停止期間中についても基本料金の算定期間とし、その額をお客さまより申し受けます。

29.違約金

当社は、お客さまが26.（供給の停止）(2)ロ、ハに該当した場合に、当社が託送約款の定めにより送配電事業者から請求された金額相当額を、違約金としてお客さまより申し受けます。

30.使用の制限または中止

送配電事業者は、次の場合に、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限または中止することがあります。

(1)送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

(2)送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合

(3)送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合

(4)非常変災の場合

31.制限または中止による損害と料金割引

30（使用の制限または中止）によって送配電事業者がお客様に対して電気の使用を制限または中止した場合、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。ただし、電気の使用または中止が送配電事業者の責めによる場合は、送配電事業者から補償を得られた金額を限度として料金を割引します。

32.損害賠償の免責

(1)当社は、お客さまが需給を受けられなかった場合で、それが、お客さまが 6.（需給契約の申込み）による必要書類の提出をされなかった場合、または必要な措置を講じなかった場合を含み当社の責めとならない理由によるものであるときは、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2)当社は、26（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 38（当社からの需給契約の解約）によって需給契約を解約した場合にお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(3)当社は、漏電その他の事故が生じた場合にお客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(4)当社は、天災、戦争、暴動等不可抗力によってお客さまが損害を受けた場合にその損害について賠償の責任を負いません

33.設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、需要場所内の当社または送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、当社の判断によりその設備について次の金額を賠償していただきます。

(1)修理可能な場合 修理費

(2)紛失または修理不可能の場合 帳簿価格と取替工費との合計額

VI. 需給契約の変更および終了

34.需給契約の変更

お客さまが需給契約の変更を希望される場合は、当社所定の様式によって変更申込みをしていただきます。

35.名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、従前のお客さまの需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、当社との需給契約の継続を希望される場合は、当社所定の様式によって名義変更の届出をしていただきます。

36.お客さまからの需給契約の解約

引越し等の事由によりお客さまが需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめ解約希望日を定めて、当社所定の方法によって通知していただきます。当社および送配電事業者は、原則としてお客さまから通知された解約希望日に需給を終了させるための必要な解約手続きを行います。需給契約は、38（当社からの需給契約の解約）および次の場合を除き、お客さまから通知された解約希望日に解約します。

(1)当社がお客さまの解約通知を解約希望日の翌日以降に受けた場合は、通知を受け、需給を終了させるために必要な解約手続きが完了した日に需給契約を解約したものとします。

(2)お客様の解約希望日まで、当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるために必要な解約手続きを完了できない場合は、解約手続きが完了した日に需給契約を解約するものとします。

37.お客さまからの需給契約の変更または解約に伴う料金の精算

(1)お客さまが電気の使用を開始後、契約容量もしくは契約電力を新たに設定もしくは増加された日から 1 年以内に需給契約を解約する場合、またはお客さまが契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合において、託送約款に基づき当社が送配電事業者より料金の精算を求められる場合には、当社はお客さまよりその精算金相当額およびその支払いに必要な手数料を申し受けます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

(2)お客さまが需給契約を解約しようとする場合、当社は(1)に定める料金のほか当社所定の手数料を申し受けることがあります。

38.当社からの需給契約の解約

(1)お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに対し解約日の 15 日前までに書面または電子メールによる解約通知をもってお客さまとの需給契約を解約することがあります。

イ お客さまが支払期日を経過しても料金を支払われない場合

ロ お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払期日を経過しても支払われない場合

ハ 27.（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

(2)お客さまが、36.（お客さまからの需給契約の解約）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社および送配電事業者が供給を終了させるための処置を行った日に需給契約を解約するものとします。

(3)当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合、需給契約を解約することができます。

イ お客さまが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であると判明した場合

ロ お客さまが 45.（反社会的勢力との取引排除）の表明保証に反していることが判明した場合

ハ お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて、当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する行為を行った場合

ニ お客さまが当社の従業員その他の関係者に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合

ホ お客さまが当社との契約において不正な契約をしたと認められた場合、あるいは当社より契約内容の是正を再三求めたにもかかわらず一定期間を経ても是正されない場合

(4) 36.（お客さまからの需給契約の解約）によらず、お客さまが新たな小売電気事業者から電気の供給を受けようとする場合、お客さまから当社へ解約を申し出ただく必要はございませんが、電力広域的運営推進機関のスイッチングシステムを介して新たな小売電気事業者から当社へ小売電気事業者の変更を申し出いただきます。また、その場合には新たな

小売電気事業者から供給を受ける日をもってお客さまと当社の需給契約の解約日とします。

(5) お客さまと当社との需給契約の解約にともない、結果的にお客さまが他の小売電気事業者から電気の供給を受けられない場合、送配電事業者によって電気の供給が停止される場合があります。その場合、お客さまはみなし小売電気事業者（旧一般電気事業者の小売部門）に対し、最終保証供給・特定小売供給を申込む必要があることにあらかじめ同意するものとします。

39.権利義務の譲渡および需給契約の解約後の債権債務関係

当社は、本約款その他お客さまと当社との間の契約に関する契約上の地位、債権債務その他の権利義務を第三者に譲渡することが出来るものとします。この場合、当社は当該第三者について当社が定める方法によりお客さまにお知らせします。需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、需給契約の解約によって消滅しません。お客さまは、本約款その他お客さまと当社との間の契約に関する契約上の地位、債権債務その他の権利義務を第三者に譲渡することは当社の事前の書面による承諾がない限り出来ないものとします。

40.消費税および地方消費税の税率変更の場合の取扱い

需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税および地方消費税の税率が変更された場合、需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出されるものとします。この場合、消費税相当額を含めて表示された料金単価等についても、新たな税率に基づいて新たに算出された消費税相当額を含む金額となります。

VII. 工事および工事費の負担金

41.供給設備の工事費負担

(1)お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加されることに伴い新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設される場合、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送約款に基づいて送配電事業者から工事費の負担を求められる場合には、当社は、その負担金およびその支払いに必要な手数料等を申し受けます。

(2)送配電事業者が電気の供給に必要な設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで需給契約を解約される場合は、当社は託送約款に基づいて請求された費用およびその支払いに必要な手数料等を申し受けます。

42.計量器等の取付け

(1)必要な計量器、その付属装置（計量器箱および計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。）は、原則として送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、お客さまの需要場所における配線・配管工事等で特に多額の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。

(2)計量器、その付属装置の取付け位置は、適当な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと送配電事業者との協議によって定めます。

(3)計量器、その付属装置の取付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、送配電事業者が無償で使用できるものとします。

(4)お客さまの希望によって計量器、その付属装置の取付け位置を変更する場合には、当社は送配電事業者が算定した

実費相当額を申し受けます。

VIII. 保安

43.調査に対するお客さまの協力

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた登録調査機関に通知していただきます。

44.保安等に対するお客さまの協力

(1)次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。

イ.お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ.お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社もしくは送配電事業者の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2)お客さまが当社または送配電事業者の計量器等の電気工作物等に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、あらかじめ当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合、すみやかに当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、当社はお客さまにその内容を変更していただくことがあります。

IX. 反社会的勢力との取引排除

45.反社会的勢力との取引排除

(1)お客さまは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたって該当しないことを確約していただきます。

イ.暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

ロ.暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

ハ.自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

ニ.暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

ホ.役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2)お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号の 1 つにでも該当する行為を行わないものとします。

イ.暴力的な要求行為

ロ.法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ.取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ.風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
ホ. その他前各号に準ずる行為

(3)お客さまが、暴力団員等もしくは(1)の各号のいずれかに該当し、もしくは(2)の各号のいずれかに該当する行為をし、または(1)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は需給契約を解除することがあります。

X. その他

46. 託送約款における需要者に関する規定の遵守

お客さまは、託送約款における需要者に関する規定を遵守していただきます。

47. 個人情報の保護

当社は、お客さまの個人情報を当社が定める「プライバシーポリシー」に基づき適切に取り扱います。

48. お客さま情報の共有

当社は、当社が必要と判断した場合、お客さまの電力使用実績等の情報をお客さまの需給契約申込みを媒介または取次した販売代理店と共有することがあります。

49. 信用情報の共有

当社は、お客さまが 38.解約等 (1) イ、またはロに該当する場合には、当該需給契約に係る名義、需要場所および料金の支払い状況等について、業務委託契約等に基づいて、関係会社に提供することがあります。

50. 著作権等

(1)当社のホームページ等において提供される情報に関する著作権その他の知的財産権は当社に帰属します。

(2)お客さまは、当社と需給契約を締結することにより得られる一切の情報を、当社またはこれらの情報に関し正当な権限を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行うこと、および第三者をして行わせてはならないものとします。

51. 広告電子メール等の送信等

(1)当社は、お客さまに対して需給契約に関連する取引内容の説明、利用料金等の通知その他重要なお知らせ等を行う際に、広告宣伝が付随的に含まれる広告電子メールの送信を行うことがあります。

(2)当社は、お客さまに対し、広告宣伝を行うために、印刷物の配送等（サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。以下本条にて同じ。）を行うこと、広告電子メールの送信または電話をすることがあります。

(3)お客さまは、当社からの広告電子メールの送信または前項所定の印刷物の配送等もしくは電話をすることを希望しない場合には、当社所定の方法にて当社に通知することにより、当社からの広告電子メールの送信もしくは広告宣伝のための印刷物の配送等または電話を中止させることができます。

52. 準拠法

本約款は日本法に準拠し、同法に従って解釈されます。

53. 合意管轄

お客さまと当社との間の需給契約に関する一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

54. 本約款の実施日

本約款は、2024 年 4 月 1 日から実施します。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再エネ特措法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、同法第 32 条第 2 項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再エネ特措法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が同法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、同法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に同法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再エネ特措法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 電源調達調整

電源調達調整額の算定は以下のとおり行います。

(1) 平均市場価格の算定

平均市場価格は、平均エリアプライスを下記の算定方法で補正した値とし、供給エリア（ただし、沖縄エリアを除きます。）ごとに算定いたします。平均エリアプライスは、JEPX が公表する翌日取引市場（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における各平均市場価格算定期間中のエリアプライスの合計を当該算定期間中における商品の数により除した値とし、その単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。なお、エリアプライスが公表されない場合には、各供給エリアの送配電事業者が託送供給等約款に基づき公表するインバランス料金の該当時間における価格を用いることといたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとし、その単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、損失率はお客さまの供給電圧および供給エリアに応じて、託送約款の定めるとおりの値です。

※エリアプライスは北海道、東北、関東、中部、北陸、近畿、中国、四国、九州の供給エリアごとに異なり、当社は供給エリアごとに電源調達調整単価を決定します。

<算定方法>

平均市場価格

$$=(\text{平均エリアプライス}) \div (1-\text{供給エリアの損失率}) \times 1.13$$

(2) 電源調達調整単価

供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの電源調達調整単価は、供給エリアに応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格に基づき、次のとおりといたします。また、次の算定式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調達調整単価の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

1 キロワット時当たりの平均市場価格から基準単価を減算し計算した単価

$$\text{電源調達調整単価} = (\text{供給エリアごとの平均市場価格} - \text{基準単価}) \times (1 + \text{消費税率})$$

<基準単価>

北海道	東北	東京	中部	北陸	近畿	中国	四国	九州
4.86	4.70	4.62	4.70	4.72	4.61	4.57	4.71	4.47

(3) 電源調達調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調達調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調達調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。算定期間、および適用期間は、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調達調整単価適用期間
毎年 1 月 15 日から 2 月 14 日までの期間	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 15 日から 3 月 14 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 15 日から 4 月 14 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 15 日から 5 月 14 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 15 日から 6 月 14 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 15 日から 7 月 14 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 15 日から 8 月 14 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 15 日から 9 月 14 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 15 日から 10 月 14 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 15 日から 11 月 14 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 15 日から 12 月 14 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 15 日から翌年の 1 月 14 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間

期間	
----	--

(4) 電源調達調整額

電源調達調整額は、その 1 ヶ月の使用電力量に(2)によって算定された電源調達調整単価を乗じて算定いたします。

(5) 電源調達調整単価のお知らせ

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調達調整単価をお客さまにお知らせいたします。

(6) 算定式の改定

当社は、毎年 1 月、4 月、7 月および 10 月の各月 1 日付で、平均市場価格および電源調達調整単価の算定式の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、ホームページに掲載または電子メールの送信、その他当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知し、その内容を改定することができるものといたします。なお、当該改定日が 1 日付の場合、16.(料金の算定期間)に定める、その前月の検針日から改定日の属する月の検針日の前日までの期間、その前月の使用開始日から直後の検針日の前日までの期間および改定日の直前の検針日から需給契約を解約した日の前日に係る電気料金の算定は、いずれも改定後の算定式によるものとします。

